

令和7年（フ）第39号

愛知県長久手市片平23—173

破産者 亡佐野敬志相続財産

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第680号

東京都西東京市東伏見1丁目14番11号エーデルハウス1—D号

破産者 桑田 誠

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第994号

東京都調布市国領町5丁目49番地5ベルメゾン国領202

破産者 山田 伸浩

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1191号

東京都青梅市長淵7丁目287番地の1サンアペニユー長淵107

破産者 市川 信幸

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1250号

神奈川県相模原市南区東林間7丁目35番6号、破産手続開始決定時の住所東京都町田市成瀬3丁目12番地3しあわせ野43—201

破産者 萱沼 ナオ

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年（フ）第166号

鳥取県境港市竹内団地255番地4

破産者 株式会社美なと亭

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

鳥取地方裁判所米子支部

令和7年（フ）第188号

宮崎県児湯郡新富町大字新田1113番地14

破産者 有限会社夢茶房

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和8年（フ）第5号

青森県八戸市大字大久保字下町畑24番地7、住民票上の住所青森県八戸市旭ヶ丘二丁目1番地25

破産者 関川 真和

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所八戸支部破産係

令和8年（フ）第14号

青森県八戸市大字鮫町字繰久保16番地18

破産者 八木田里佳

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所八戸支部破産係

令和8年（フ）第69号

青森県八戸市白銀二丁目11番地11

破産者 浜浦 厚子

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年（フ）第284号

岩手県滝沢市菓子820番地12、開始決定時の住所岩手県滝沢市菓子823番地19

破産者 松本 幸也

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所第2民事部

令和8年（フ）第50号

盛岡市長橋町3番47号 さくら館長橋

破産者 長尾 崇 法定代理人成年後見人前田 毅

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年（フ）第967号

宮城県遠田郡美里町字峯山8番地2

破産者 今野 渉

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年（フ）第201号

仙台市宮城野区田子3丁目23番35号 サンビレッヂ・M参番館101

破産者 渡邊 文

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年（フ）第491号

仙台市宮城野区萩野町4丁目5番13—402号

破産者 小林 圭太

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年（フ）第91号

秋田市橋山登町3番31号、前住所さいたま市

北区東大成町1丁目84番地 MARIN HOUSE102号室

破産者 今野 春花（旧姓鈴木）

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

秋田地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第78号

栃木県足利市松田町2134番地3

破産者 柳田 耕作

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

宇都宮地方裁判所足利支部

令和8年（フ）第117号

群馬県前橋市上新田町887番地6 アルス中林 202号

破産者 黒岩 敏春

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第209号

群馬県渋川市半田2187番地3 ブランドール101

破産者 赤池美穂菜（旧姓深田）

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所民事部破産再生係